

農林土木委託業務特記仕様書

(令和5年5月1日以降に公告及び指名通知を行う委託業務に適用)

(共通仕様書の適用)

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

(ウィークリースタンス)

第5条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【受注者希望型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第8条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

(国土地理院への測量成果の提出)

第9条 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。

また、徳島県土地改良事業測量作業規程第14条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

(本業務の特記仕様事項)

第10条 本業務は、八幡地区の数値地形図（レベル1000）を作成することを目的とし、特記仕様事項は次のとおりとする。

1 関連業務等

- 1) 本業務にて使用する空中写真は、貸与する阿南市道路台帳業務における空中写真成果を利用し、実施するものとする。
- 2) 受注者は「R5阿耕 経営体 八幡 測量業務」と業務内容の調整を行いながら、本業務を行うものとする。

2 水準測量

水準測量は、既知点に基づき新点である水準点の標高を定めるものとする。

本業務にて使用する水準点は、二等水準点(基準点コード=L020000003556)を使用し実施するものとする。なお、新水準点設置については、関連業務の2級基準点と共有するものとし、後続作業における利用等を考慮し、関連業務と調整の上適切な位置に選定するものとする。

3 標定点測量

- 1) 標定点の設置は、既地点の他に同時調整及び図化において空中写真の標定に必要な基準点及び水準点を設

置するものとする。

2) 標定点測量の精度は、地図情報レベルにおいて、水平位置0.10m以内標高は0.10m以内とする。

3) 標定点の設置は、基準点において、基準点の配点状況により1～4級基準点測量に準じて行い、水準点にあっては、簡易水準測量に準じて行うものとする。

4 同時調整

デジタルステレオ図化機によりパスポイント及びタイポイント並びに基準点等の写真座標を自動及び手動測定し、GNSS/IMU装置により得られた外部標定要素との調整計算を行った上、各写真の外部標定要素及びパスポイント、タイポイント等の水平位置及び標高を定めるものとする。

5 現地調査

1) 現地調査は、地形図を作成するために必要な各種事項、名称等に対する図式を考慮して現地において調査確認し、その結果を空中写真及び参考資料に記入して、図化及び編集に必要な資料を作成するものとする。

2) 現地調査に使用する空中写真の縮尺は、原則として、図化縮尺と同縮尺とする。

3) 予察は、現地調査の着手前に、空中写真、参考資料を用い、調査事項、調査範囲、作業量等を把握するために行うものとする。

4) 予察結果に基づいて空中写真及び各種資料を活用し実施するものとする。

①予察結果の確認、②空中写真上で判読困難又は、判読不能な事項

③空中写真撮影後の変化状況、④図式の適要上必要な事項

⑤注記に必要な事項及び境界、⑥その他特に必要とする事項

5) 調査結果は、図化及び編集の便を考慮して、引き伸ばし空中写真上に記入し、整理するものとする。

6 数値図化

1) 数値図化は、デジタルステレオ図化機（以下数値図化機という。）を用いて、地図情報を数値形式で取得し、記録しなければならない。

①使用する数値図化機は所要の精度を確認するため作業着手前に点検調整を行うものとする。

2) 数値図化における座標値の単位（地上座標）は、cm単位とする。

3) 数値図化時においてデータの位置、形状等をグラフィックディスプレイ又は描画テーブル等に出し、モニタリングにより確認するものとする。モニタリングは原則として、数値図化工程において行うものとする。

4) 取得する数値図化データには原則として、その種類を表すための分類コードを付すものとする。

5) 地形表現のためのデータ取得は、等高線法、マップデジタイズ法又はこれらの併用法で行うものとする。

6) 標高点の測定は、1回測定を行った後、点検のための測定を行うものとする。

7) 数値図化データは、自動製図機により地図情報レベル相当の縮尺で、出力図を作成するものとする。

8) 数値図化データの点検は、出力図を用いて空中写真・現地調査資料等により行うものとする。

9) 標高点の測定は、地図情報レベル1000(一般)では、道路の主要な分岐点・道路が通ずるあん部・河川の合流点・谷口・主な傾斜の変化点等であるが、本業務の事業目的を鑑み、標高点については、地形補備測量を実施し各田面等の標高を求めることとする。

7 数値編集

1) 数値編集とは、現地調査等の結果に基づき、編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。

2) 数値図化データ及び地形補備データは、編集装置に入力するものとする。

3) 現地調査等において収集した図面等の資料は、デジタイザ又はスキャナを用いて数値化し、編集装置に入力するものとする。

4) 前条において入力されたデータは、編集装置を用いて、追加・削除・修正等の処理を行い、編集済データを作成するものとする。

5) 数値編集は、原則として真位置データ及び作図データに区分して編集するものとする。

6) 接合は、モデル間及び隣接する図郭間で行い、座標を一致させるものとする。

8 補測編集

1) 補測編集は、編集済データ出力図に表現されている重要な事項の確認及び必要部分の補備測量を現地において行い、編集済データに追加、修正等の編集処理を行うことにより補測編集済データを作成するものとする。

2) 現地補測は、基準点等又は編集済データ出力図上の確実かつ明瞭な点に基づき、TSを用いて行うものと

する。

3) 現地補測の結果は、後続作業に支障のないよう留意し、電子記憶媒体編集済データ出力図等に整理するものとする。

4) 補測編集済データは、現地補測の結果に基づき、編集装置を用いて数値編集において作成された編集済データに追加、修正等の編集処理を行い作成するものとする。

9 地形補備測量

現地で等高線及び標高点を測定、描画する作業を行うものとする。

10 数値地形データファイルの作成

製品仕様書に従って補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。